

第5章 計画の実現に向けて

1 まちづくりの基本的な考え方

富士河口湖町都市計画マスタープランの全体構想および地域別構想の実現を図るため、まちづくり住民会議で提案された実現に向けた仕組みづくりなども踏まえ、次のような考え方に基づいて、積極的な推進方策を講じ、着実にまちづくりを進めていきます。

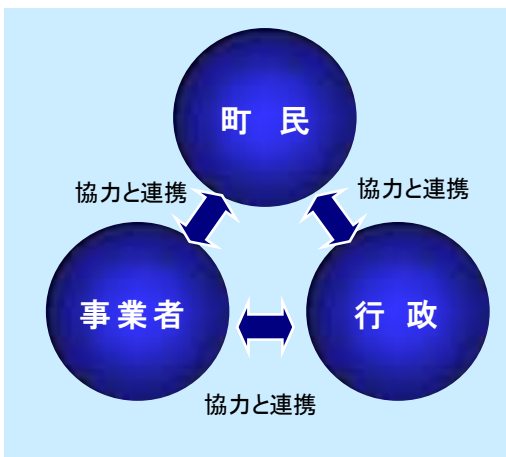
(1) 町民・事業者・行政などの協働によるまちづくりの推進

まちづくりは、住民、事業者、行政が、お互いの知恵とエネルギーを結集して行う「協働」作業といえます。

真に暮らしやすいまちづくりを進めていくには様々な困難も予想され、それを乗り越えていくには、町民をはじめとした多様な主体による十分な協議と協力が必要です。

富士河口湖町のまちづくりは、町民主体のまちづくりを基本として、事業者、行政などがそれぞれの役割と責任を認識し、まちづくりの理念や目標を共有しながら、相互の適切な役割分担と協働により進めていきます。

■協働によるまちづくりのイメージ



■まちづくり主体の役割

■町民

まちづくりの主役は町民です。自分たちが住むまちをもう一度見直し、周辺に配慮した住まいづくり、暮らし方など、自らできることを自発的に進めていくことが重要です。

一方、町民が一人一人活動するには限界があります。個人の活動を超えた、商店会や観光組合、地域の自治会、NPO（特定非営利活動法人）やボランティア団体・グループなどは、今後のまちづくりに大きな役割を果たしていくものと思われ、まちづくりの牽引役として活発な活動を展開していくことが期待されています。

■事業者など

商業、工業、ディベロッパー、ハウスメーカーなどの民間事業者等は、企業活動や経済活動を通じて直接的・間接的にまちづくりに関わっています。

企業もまちづくりの担い手の一員としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりに参加し、社会的な役割を果たしていくことが求められています。

■行政

行政は、この「富士河口湖町都市計画マスタープラン」に基づいて、町民、事業者等との協働のもと、都市計画の決定や具体的なまちづくり事業の実施など総合的・効率的なまちづくりを推進していきます。

また、協働によるまちづくりを推進していくため、まちづくりに関する情報提供、意識啓発、自主的なまちづくり活動の支援、まちづくり推進体制の充実などを図ります。

(2) 長期的な視点に立った戦略的・計画的なまちづくりの推進

人口減少、少子高齢化社会、国際化社会、高度情報社会、循環型社会の進展や町民の価値観、ライフスタイルの多様化などに伴い、本町の産業構造をはじめ、町民の暮らし方、働き方、遊び方も変化していくことが予想されています。

また、多様な行政サービスの提供や様々な施設の維持管理などにより支出は増加傾向にある反面、社会経済状況などから税収が大きく伸びることは考えにくい状況にあります。

そのため、厳しい財政状況の中、効率的な都市経営が求められており、本町では「第1次富士河口湖町総合計画」（平成20年4月）において行財政改革の推進を掲げるとともに、行政改革の具体的な取り組み内容を明示した「富士河口湖町集中改革プラン」（平成18年6月）のもと、行財政運営の効率化・健全化に取り組んでいます。

まちづくりは、長い時間と労力、多大な費用が必要となります。また、持続的にまちづくりを進めるためには、安定した財源の確保が欠かせません。

厳しい財政状況の中で、都市計画マスタープランを効率的に実現していくためには、これまで整備されてきた公共施設や都市基盤などのストックを維持・活用しつつ、限られた財源と人材をいかに活用し、効果的に事業に投資していくかという視点が求められています。

そのため、整備の必要性や緊急性、合意形成、事業化の熟度、事業効果など、あらゆる角度から検討し、国・県等の補助制度の活用など、多様な方策による財源の確保を図りながら、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを推進します。

(3) 日本屈指の恵まれた地域資源や既存ストックを活かしたまちづくりの推進

本町は、人口の増加もピークを過ぎ、都市の拡大と新しいものを創り出す「成長段階」から、豊かな地域資源や都市基盤等のストックを有効に活用しながら、まちの再生を図る「成熟段階」へ移行してきたと考えられます。

本町は、日本のシンボルである富士山の北麓に位置し、富士山の傾斜地から御坂山系の山々に囲まれた緑豊かな大自然と、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の富士4湖を擁する日本屈指の景勝地を形成しています。また、富士講等の歴史文化や有形無形の文化遺産が数多く存在し、これらの文化や四季折々の美しい豊かな自然を求め、国内外から多くの人々が訪れる国際観光地ともなっています。

この恵まれた環境を、確実に次代に継承することが今を生きる私たちの責務と考えています。

今後のまちづくりにあたっては、こうした本町の他に類のない持ち味を損なうことがないように最大限に配慮するとともに、優れた地域資源をはじめ、これまでストックしてきた道路などの都市基盤、住宅および伝統産業、商業、農業、工業などの地域産業、まちの活力、豊富な人的資源などを効果的に活用しながら、地域の創意工夫に基づき、できるところから少しずつ着実に進めていくまちづくりを目指します。



2 都市計画マスタープランの実現に向けた施策

「富士河口湖町都市計画マスタープラン」で掲げた将来像やまちづくりの目標、まちづくり方針の実現に向け、次のような施策の取り組みを進めます。

■まちづくりの基本的な考え方

町民を主体に、事業者、行政の協働によるまちづくりを進めます。

■実現に向けた施策

(1) 参加と協働のまちづくりの推進

1) 町民を主体とした参加型まちづくりの積極的な推進

- ①まちづくりの普及・啓発活動の推進
- ②町民意向を反映する多様な手法の活用

2) 参加型まちづくりを促す仕組みづくり

- ①参加型まちづくりへの支援策の充実
- ②まちづくりを支援する組織づくりの検討

3) 行政の推進体制の充実と仕組みづくり

- ①庁内体制の充実と人材育成
- ②まちづくり条例等の検討

(2) 都市計画マスタープランの効果的な活用

1) 都市計画の指針・地域まちづくりの指針としての活用

- ①都市計画の総合的な指針としての活用
- ②地域まちづくりの指針としての活用
- ③まちづくり事業や地域のルールづくりへの活用

2) 他分野の関連施策との連携に向けた活用

3) 国、県、関係機関との連携に向けた活用

4) 計画の進行管理と見直し

- ①都市計画マスタープランの周知と進行管理
- ②都市計画マスタープランの計画の見直し

(3) 重点施策・リーディング施策の取り組みの推進

1) 重点的なまちづくり施策の推進

- ①富士山世界文化遺産登録に向けた取り組みの推進
- ②美しい景観を守り・誇るまちづくりの推進
- ③恵みの資源を活かす観光まちづくりの推進
- ④本町独自のルールに基づく計画的な土地利用の推進
- ⑤中心市街地のまちづくりの推進

2) まちづくりを先導するリーディング施策の推進

(1) 参加と協働のまちづくりの推進

富士河口湖町都市計画マスタープランは、初期の段階から住民参加によるワークショップを実施し、地域の望ましいまちづくりのあり方などの検討を行い、町に提出した提案を踏まえて策定を進めてきました。

本町では、花のまちづくりをはじめ、住民が中心となったまちづくり活動が徐々に広がっています。また、アンケート調査からも、まちづくりへの高い参加意欲がうかがえます。

「参加と協働のまちづくり」の推進を図るためには、住民のまちづくりへの関心や参加意欲をより高めていくとともに、今ある活動の小さな芽を育て、活動の輪を広げていくことが重要です。

そのため、参加型まちづくりの積極的な推進、参加型まちづくりを促す支援策や仕組みの充実、行政の推進体制の充実を図り、住民が積極的に参加できるような環境づくりを進めます。

1) 町民を主体とした参加型まちづくりの積極的な推進

① まちづくりの普及・啓発活動の推進

「自分の暮らす地域の現状や問題点は何か」、「どのようなまちづくりが望ましいか」など、まちづくりに関する様々な情報提供や問題提起をすることで、関心を喚起していくことが必要です。

そのため、町の広報やホームページでの情報公開、パンフレット等によるPR、シンポジウムやセミナー、イベントなどを開催し、まちづくりの普及・啓発を進めます。

② 町民意向を反映する多様な手法の活用

地域まちづくりプランや都市計画の案の作成、まちづくり事業の実施にあたっては、アンケート調査の実施やワークショップの開催などを通じて、広く町民意向の把握に努めます。

また、PC（パブリックコメント）^{*1}やPI（パブリックインボルブメント）手法^{*2}を活用した意見聴取の機会を拡充するとともに、住民からまちづくりに係わる都市計画の内容について提案できる都市計画提案制度^{*3}の活用に向けて検討を図ります。

2) 参加型まちづくりを促す仕組みづくり

① 参加型まちづくりへの支援策の充実

自分たちの住むまちを良くしようと自発的に取り組む地域のまちづくり活動に対しては、必要な情報提供、話し合いの場づくり、まちづくり専門家の派遣などの支援策を充実していきます。また、NPO（特定非営利活動法人）、ボランティア団体などの活動や、その中から出てくる積極的な提案は、まちづくりを進める上で重要な役割を果たします。

本町では、インターネットを活用したまちづくりメッセージBOXを設置し、多様な広報・公聴活動を展開していますが、これらの更なる充実に努めるとともに、住民等が様々なまちづくり活動に自主的に取り組み、参加していけるよう、次のような支援策についての取り組みを進めます。

■ 想定される支援策

- まちづくり相談窓口の設置
- まちづくりに関する情報提供（富士河口湖町広報・ホームページの活用）
- まちづくりの協議組織等の認定制度
- まちづくり専門家派遣制度、まちづくり活動に対する助成金交付制度
- まちづくりリーダー育成のための「まちづくりセミナー」の開催 など

注) ^{*1} PC（パブリックコメント）：本計画書4ページを参照下さい。

^{*2} PI（パブリックインボルブメント）：一般的には、行政が立案・策定する計画など、政策決定の過程に広く住民の意見を求め、策定の過程を知る機会を設ける仕組みのことを指しています。

^{*3} 都市計画提案制度：地域のまちづくりに対する取り組みを都市計画行政に積極的に取り込んでいくため、住民または、まちづくり団体からの都市計画決定などの提案ができる制度です。

② まちづくりを支援する組織づくりの検討

まちづくりの現場では、住民やNPO・ボランティア団体、企業、行政など、多様なプレーヤー（まちづくり主体）が関わってきます。

まちづくりを円滑に進めていくためには、これらの多様なプレーヤーに対して必要な情報や話し合いの場を提供し、まちづくりに対して人的、技術的支援を行う、柔軟で小回りのきく組織・体制づくりが望まれます。

本町においては、ボランティア活動支援センターなどがありますが、今日、多くの自治体では「まちづくりセンター」、「市民活動サポートセンター」などと呼ばれるまちづくり支援組織が生まれています。本町においても、町民との話し合いを進めながら、富士河口湖町にふさわしい「まちづくり支援組織」の設置に向けて検討を図ります。

3) 行政の推進体制の充実と仕組みづくり

① 庁内体制の充実と人材育成

都市計画マスタープランを推進していくためには、都市計画や都市整備・建設分野だけではなく、商工、福祉、教育・文化、農政、観光などの分野とも連携しながら、個々の計画や事業の調整を行ない、総合的に進めていく必要があります。

そのため、関係各課の協議・調整の場となる横断的な検討組織の充実を図るとともに、まちづくりの研修や地域での実践的なまちづくり活動を通じて行政職員の専門性を高めるなど、人材の育成を図ります。

② まちづくり条例等の検討

協働によるまちづくりを進めていくためには、町民、NPO・ボランティア団体、事業者、行政が、まちづくりに取り組む姿勢や理念について共通の認識を持つ必要があります。

今日、全国的には、協働のまちづくりの行動指針となる「まちづくり条例」を制定している自治体が増えつつあります。

本町では、富士河口湖町情報公開条例（平成21年4月制定）や富士河口湖町自然環境を守り育む条例、富士河口湖町景観条例などを定め、公正で透明な町政の推進、協働による自然環境や景観を守り育む指針を示していますが、住民主体のまちづくりを支える仕組みづくりを中心として、本町の特性・実情に即した「まちづくり条例」の制定に向けた検討を図ります。

■まちづくり条例の内容（参考例）

- 目的と理念
- 役割と責務
（町民、NPO・ボランティア団体、事業者、行政など）
- まちづくりの仕組みについて
 - ・まちづくり協議会等の設置
 - ・まちづくり活動への支援（人的、技術的支援、助成など）
 - ・まちづくりコンサルタントの派遣
 - ・まちづくり支援組織の設置
- まちのルールづくりについて
 - ・まちづくりガイドラインの作成・指導等
 - ・地区計画、まちづくり協定等のルールづくり



(2) 都市計画マスタープランの効果的な活用

「富士河口湖町都市計画マスタープラン」は、町民、事業者、行政等が「まちの将来像」を共有し、その実現に向けた協働のまちづくりの指針として定めるものです。

このため、都市計画の基本的方針として、都市計画の運用やまちづくり事業の実施に際して活用していくことはもとより、地域単位のまちづくりのガイドラインとしての活用、都市計画や都市整備以外の多様な分野の施策との連携および国や県、関係機関との連携に向けた活用など、効果的な活用を図ります。

また、効率的かつ効果的なまちづくりが進められるよう計画の適切な進行管理と本町を取り巻く社会環境の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

1) 都市計画の指針・地域まちづくりの指針としての活用

① 都市計画の総合的な指針としての活用

本計画は、土地利用、道路交通、都市施設など、都市整備やまちづくりに関する整備、開発および保全に関する総合的な指針として位置づけられるもので、今後、都市計画の運用や都市整備、まちづくりに際して、積極的な活用を図ります。

また、今後の状況変化などで、次に示すような現在の都市計画の変更や新たな都市計画の決定が必要となる場合については、本計画に示すまちづくり方針に即し、住民意向等を勘案しながら、適切な都市計画の変更・決定を図っていきます。

■想定される都市計画の変更・決定

- 用途地域の変更（勝山・大嵐地区および南台地区、河口湖 IC 周辺など）
- 都市施設の決定・変更（船津小海線等の都市計画道路、都市計画公園など）
- 地区計画の決定など

② 地域まちづくりの指針としての活用

本計画書は、将来像、分野別まちづくり方針、地域別まちづくり方針で構成され、どのセクションにおいても、それぞれ1つのまちづくり方針として完結するように編集しています。

このため、都市計画の総合的な方針として活用はもとより、身近な地域のまちづくりに際しての「まちづくり指針」としての活用を図ります。

③ まちづくり事業や地域のルールづくりへの活用

公共施設の整備や道路・公園・下水道・河川などの基盤整備など、地域の具体的なまちづくり事業を行う場合は、本計画に示すまちづくり方針に基づき事業の推進を図ります。

また、地区計画など、まちづくりに関する地域ルールについても、同様にまちづくり方針に基づいて定めていきます。

2) 他分野の関連施策との連携に向けた活用

都市計画マスタープランの実現にあたっては、関連施策との連携や調整が不可欠となります。

観光、環境、景観、産業振興、健康福祉、教育・文化など、他分野の関連施策との一体的なまちづくりが必要とされる場面では、本計画のまちづくり方針の内容をもとに施策の連携や調整を図っていきます。

3) 国、県、関係機関との連携に向けた活用

幹線道路や河川、ごみ処理施設など、国や県、近隣市町村が関わる広域的なまちづくりや、富士河口湖町の所管外のまちづくりを推進する場面では、本計画をもとに連携・調整を図っていきます。

特に、甲府富士北麓連絡道路や国道137号河口バイパスの整備をはじめ、国道や県道、河川等の事業者である国や県に対して事業の早期実現を働きかけていきます。

また富士急行線やバスなどの交通事業者、警察、消防など、多様な関係機関の協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。

4) 計画の進行管理と見直し

① 都市計画マスタープランの周知と進行管理

都市計画マスタープランの活用の第一歩は、その内容を広く市民に知ってもらうことです。

そのため、町役場や出張所、主要な公共施設での閲覧をはじめ、町広報の活用、富士河口湖町ホームページの活用などにより、周知を図ります。

また、定期的にまちづくりの進捗状況を把握するとともに、適切な計画の進行管理を図ります。

・都市計画マスタープラン策定に向けた広報記事

・観光まちづくり広報記事

② 都市計画マスタープランの計画の見直し

都市計画マスタープランについては、甲府富士北麓連絡道路の整備、富士山世界文化遺産登録の実現など、今後の本町をとりまく社会経済環境の変化や、国や県、町の上位計画等の変更が生じた場合、地域まちづくりの進捗状況などを勘案し、概ね5年サイクルを基本として、必要に応じて施策の見直しを図ります。

(3) 重点施策・リーディング施策の取り組みの推進

まちづくりは、長い時間と労力、多大な費用が必要となります。厳しい財政状況の中で、都市計画マスタープランを効率的に実現していくためには、まちづくりの必要性や緊急性、費用対効果などを勘案し、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを推進していく必要があります。

ここでは、特に、富士山や青木ヶ原樹海等の雄大な自然、富士五湖の四湖を擁する日本屈指の環境や世界に誇る観光リゾート地などの本町の特性を重視し、重点的かつ優先的に取り組むべきと考えられる5つの「重点的なまちづくり施策」と、今後のまちづくりを先導する「リーディング施策」を位置づけ、積極的に推進を図ります。

1) 重点的なまちづくり施策の推進

重点施策－1 富士山世界文化遺産登録に向けた取り組みの推進

－協働による富士山世界文化遺産登録の取り組みと豊かな環境を守るまちづくりを推進します－

世界遺産とは、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、人類全体の貴重なかけがえのない財産を共有し未来に引き継ぐため、ユネスコの世界遺産リストに登録するものであり、平成21年現在の登録数は148ヶ国、890件となっています。

日本では白川郷・五箇山の合掌造り集落などの文化遺産が11、白神山地等の自然遺産3が登録され、登録の前提となる暫定リストには平成21年現在12件があげられ、富士山は富士山信仰等の文化遺産として平成19年1月に採択されました。

現在、富士山を日本国民のかけがえのない財産、世界に誇るシンボルとして後世へ伝え継承するため、国、山梨県・静岡県、周辺関係市町村において、世界文化遺産登録に向けた多様な活動を展開しています。

富士山は日本国を象徴する存在であるとともに、富士山とその恵みの環境・景観は本町のかけがえのない財産であり、世界共通の普遍的価値を持つ文化遺産として後世に継承するため、住民のコンセンサスを得ながら、「富士山世界文化遺産登録」に向けた取り組みを推進していきます。



・日本国のシンボルとしての富士山

① 富士山世界文化遺産登録に向けた取り組みの推進

これまでも富士山世界文化遺産登録に向けて、様々な取り組みを行ってきましたが、平成21年には、本町の勝山ふれあいセンターにおいて、ユネスコの諮問機関や海外の専門家等を招いた世界遺産登録へ向けた国際フォーラムを開催しました。

国際フォーラムでも議論されたように、登録にあたっては自然遺産・複合遺産の取り扱いや、地域では文化財登録のない四つの湖に関わる課題、生業や日常生活への規制等に関連する影響、観光開発制限への懸念、登録資産を保護する緩衝地帯（バッファゾーン）設定の検討といった数多くの課題があります。

富士山の世界文化遺産登録に向けた取り組みは、後述する環境や景観、観光など多くの分野に関わってきます。地域の資産を再認識し指定文化財の保存を推進するとともに、富士山を中心とした文化的景観の啓発など、住民の意向を反映しながら世界文化遺産登録に向けた取り組みを推進していきます。



・富士山世界文化遺産国際フォーラム（勝山ふれあいセンター（平成21年9月7日））

■富士河口湖町における先導的な取り組み

- 登録資産選定（暫定リスト）に向けた研究・調査の充実（指定文化財保存の推進、文化的景観の調査・発掘、構成資産候補の学術的研究の推進、構成資産候補の国文化財指定の要請と保存管理計画策定等）
- 世界文化遺産登録に向けた合意形成の推進（構成資産候補である四湖の取り扱い、景観計画、観光立町推進基本計画など文化遺産登録に係わる住民説明会の充実、町民会議・シンポジウムの開催等）
- 世界文化遺産登録に係わる積極的な広報・啓発活動の促進（子ども達への啓発活動の充実、パンフレット作成、富士山憲章（平成10年11月、山梨県・静岡県）に基づく「富士山の日」（2月23日）の周知、募金活動（ふるさと応援寄付金の活用）の周知等）
- 「富士山世界遺産推進室」など庁内体制の充実と人材育成、関連機関等との連携強化（県世界遺産推進課、富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議等との連携、富士山世界遺産登録後のランドデザインの策定検討等）

② 富士山の恵みに培われた豊かな環境を守るまちづくりの推進

富士山世界文化遺産登録に向けては、本町の豊かな自然環境を守り、美しい風土を維持・創出することが大切です。そのため、「富士河口湖町自然環境を守り育む条例」や「富士河口湖町環境方針」等に基づき、次のような先導的な取り組みを推進し、富士山の恵みを誰もが享受し次代に継承するまちづくりを推進します。

■豊かな環境を守る先導的な取り組みの推進

- 4つの湖・河川等の水辺環境や青木ヶ原樹海等の貴重な森林資源の維持・保全、希少動植物の保全
- 協働による水源涵養に資する森林整備と維持管理の促進
- 循環型社会の形成と新エネルギーの活用など環境まちづくりの推進（環境基本計画の策定検討）
- 国や県・近隣市町村、関係機関、住民協働による環境保全活動の促進（環境保全事業の推進、湖畔や森林への不法投棄の防止、監視パトロールの強化、NPO等と連携した富士山環境ごみマップ作成、清掃プロジェクトの企画・実施、富士山麓環境美化推進ネットワークとの連携、富士山レンジャーなどの育成等）
- 自然体験活動、エコツーリズム等を活用した環境教育、意識啓発活動の促進（富士山1億人運動（山梨県）の周知、ネイチャーガイドの育成強化、意識啓発に向けた県立富士ビジターセンター、河口湖フィールドセンターの活用等）

重点施策－2

美しい景観を守り・誇るまちづくりの推進

－郷土の財産である美しい景観を守り、知恵と誇りをもって育むまちづくりを推進します－

本町は、富士山麓の日本の湖水地方ともいうべき風光明媚な自然環境に恵まれており、青木ヶ原樹海や風穴・氷穴、富士ヶ嶺高原地帯の大パノラマ景観、雄大な富士の眺望、また、多くの文化財や御師集住の遺構、古道・旧街道の歴史文化など、まち全体が魅力ある景観資源の宝庫となっています。

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園区域に含まれており、自然公園法に基づき、建築物や特定行為の届出などの制限がかけられています。また、一方では多くの観光客の訪れる国際的な観光リゾート地としての活性化が期待されており、この貴重な郷土の財産を守り・育て、その魅力を最大限に引き出していくことが、最終的に都市の価値や発展への波及効果を高め、地域の誇りにつながっていくと考えます。

この美しい景観を守り、多くの人にお披露目できることが、本町の責務であり自負心を育むことととらえ、郷土の景観形成をまちづくりの柱として次のような取り組みを推進していきます。

① 富士河口湖町景観条例、景観計画に基づく景観形成の推進

本町は、景観行政団体として、平成16年度から景観計画の策定に向けた取り組みを始め、平成21年8月に「富士河口湖町景観条例」を施行し、現在、平成23年度を目途に、「富士河口湖町景観計画」の策定を進めています。

今後、本町では、この景観計画と景観条例に基づき、良好な景観形成に向けた取り組みを推進していきます。

■「富士河口湖町景観計画」の構成（案）

1. 良好な景観の形成に関する方針
 - 景観形成の基本方針
 - 景観形成方針（共通）
 - 景観ゾーン・地区別景観形成方針
 - 景観形成推進ゾーンの方針
2. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 建築物等の行為に関する基本方針
 - 景観形成地域における景観形成基準
3. 景観資源等の質的向上に関する事項
 - 景観重要建築物・景観重要樹木の指定に関する事項
 - 景観重要公共施設の整備に関する事項
 - 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項
 - 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項
 - 本町独自で定める事項
4. 計画の推進に向けて

② 景観まちづくりの先導的な取り組みの推進

景観まちづくりを推進するためには、まちづくりの成果をどんな小さなものでも目に見えるようにすることが重要です。前述した「富士山世界文化遺産登録」やその他の関連施策との連携を図り、次のような先導的な景観まちづくりの取り組みを推進します。

■景観形成の先導的な取り組みの推進

- 景観阻害要因など適切な景観コントロールの推進（「山梨県屋外広告物条例」に基づく広告・看板の規制・誘導、屋外広告物整理統合事業の推進、サイン計画の推進、良好な眺望域の景観コントロール等）
- 景観形成推進ゾーンの景観形成の推進（船津の市街地、小立の新たな住宅地、根場の集落地など）
- 文化的景観の顕在化と再発見プロジェクトの推進（文化資源の調査、伝統文化の振興、後継者育成等）
- 眺望景観の保全・活用と景観ネットワークの形成（ビューポイントの指定、湖畔周遊ウォーキングトレイル・シニクトレイル整備、旧街道景観整備、ぐるり富士山風景街道の活用等）
- 地域住民協働による地区特性に応じた景観形成の推進とまちなみ景観誘導（景観懇談会、要綱制定等）
- 景観行政の仕組みづくり（景観審議会の設置など）
- 景観づくり啓発活動の推進（広報・PRの充実、住民の景観形成活動への支援、助成の充実等）

重点施策－3**恵みの資源を活かす観光まちづくりの推進****－国際的な観光リゾート地にふさわしい地域資源を活用した観光まちづくりを推進します－**

本町は、富士登山の拠点としての歴史から、恵まれた自然環境を活かした観光保養地として発展し、現在は、富士北麓の自然を舞台としたレクリエーション活用や温泉施設、風光明媚な4つの湖と優れた眺望景観、原生林や風穴、郷土の歴史文化等の数多くの観光資源を活用した国際的な観光地となっています。

観光は本町の基幹産業であり、観光客数は延数で年間約1,200万人（平成17年度）とこれまで観光客数は微増・横ばい傾向でしたが、通年型観光や国際観光地づくりなどを進め、近年増加傾向にあります。

今後、ライフスタイルの変化や観光ニーズの多様化等に対応し、町の自然や産業、文化を活用した魅力ある観光地づくりや、新たな誘客活動を図るための観光宣伝活動等が求められています。

観光振興と活性化は相互に結びつきが深く、重要な政策課題であり、住民と協働による魅力ある観光地づくり、地域の活性化を高めていくために、次のような施策を重点的に推進していきます。

①富士河口湖町観光立町推進条例と観光立町推進基本計画に基づく観光施策の推進

町では観光立国推進基本法を受けて、観光産業の国際競争力の強化や観光交流の推進、観光振興に寄与する人材育成を図り、観光まちづくりの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年4月に「富士河口湖町観光立町推進条例」を制定し、観光振興支援室を設置しました。

平成20年10月には国土交通省より富士五湖一帯が「富士山・富士五湖観光圏整備地域」に認定され、本町においては、行政、観光関連団体、観光まちづくり組織等の連携体制を強化し、より一層の観光まちづくりを推進することを主眼とし、平成21年3月に「富士河口湖町観光立町推進基本計画」を策定しました。

これまでの経緯を踏まえ、観光まちづくりを推進する一環のプロジェクトとして「観光まちづくりカレッジ」を設置し、観光客との交流を主眼とした取り組みを進めています。平成20年10月からは、国土交通省の観光地域プロデューサーモデル事業に取り組み、人材育成と併せて自発的住民組織による「観光まちづくり推進会議」とともに実践的なプログラムを推進してきています。

今後も、これらの取り組みを継続し、豊かな自然環境や景観の維持・保全とのバランスをとりつつ、町が一体となった協働により、創意工夫を積み重ねた観光施策を実践するなど、積極的な観光まちづくりを推進します。

②観光振興・地域活性化に係わる先導的な取り組みの推進

観光振興は、地域だけで取り組むものではなく、国や周辺市町村が歩調を合わせ一体的に取り組むことで大きな成果をあげることができます。また、住民や関連団体等との協働の取り組みにより、おもてなしと交流の機運が醸成され地域活性化への波及効果が期待できます。今後も、次のような先導的な取り組みを進め、富士河口湖町らしい観光施策の展開とまちの活性化を推進します。

■先導的な観光まちづくりの取り組みの推進

- 観光振興計画に基づく国際観光振興事業の推進（観光ルネサンス補助事業、ビジット・ジャパンキャンペーンの推進、国際コンベンション機能の充実、外国語サポーター育成など受け入れ体制の充実等）
- 交流促進による観光振興（体験・交流型観光の充実、エコツーリズムの推進とニューツーリズムの取り組みの促進、モデル事業の推進、ネイチャーガイド育成とツアー拡大等）
- 観光基盤の整備（観光ルート・観光道路の整備、観光バス路線等公共交通の充実、観光拠点・施設の整備・充実、観光活性化案内標識整備、観光案内所の充実、散策路・ハイキングコースの整備・充実等）
- 地域産業と連携した観光施策の展開（グリーンツーリズムの推進、富士ヶ嶺地域畜産業の振興、富士河口湖町ブランドの確立、特産品開発、朝市等と連携した地産地消の推進、流通・直販ルートの開発等）
- ソフトな取り組みの推進（観光イベント・PRの充実、まちナビプロジェクトの展開等）
- 協働による観光推進体制の確立（観光振興支援室の充実、観光まちづくりカレッジの充実、富士河口湖地域活性化推進協議会との連携、NPO等住民組織との連携強化、観光サポーターなどの人材育成等）

重点施策－4

本町独自のルールに基づく計画的な土地利用の推進

ー土地利用ガイドライン等に基づく美しい自然と景観を守る計画的な土地利用の誘導を推進しますー

本町の市街地周辺の農業集落地域では、耕作放棄地や遊休農地の増加、都市化の進行に伴う農地の転用により虫食的に宅地化が進み、営農環境や居住環境に様々な影響が出ています。さらに、農業後継者の不足、農業従事者の高齢化など農業をとりまく厳しい環境の中で、農業の維持が困難な営農者も少なくありません。

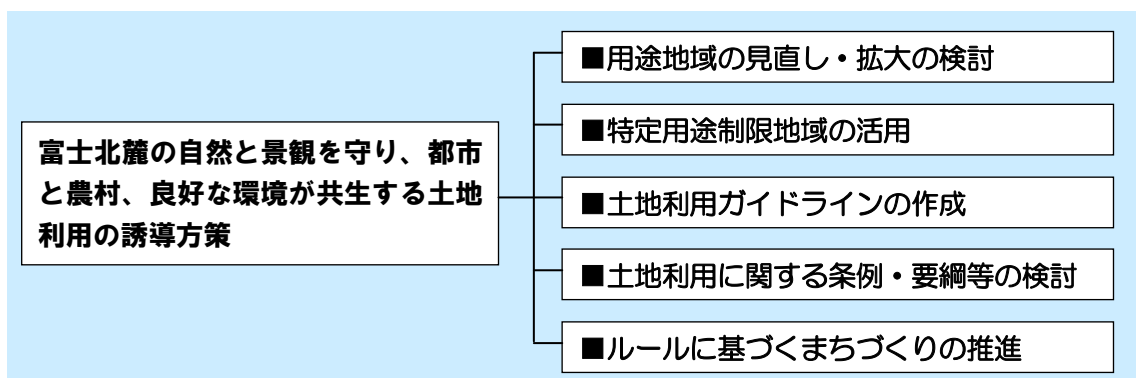
また、小立地区の土地区画整理事業や勝山・大嵐地区の新たな市街地整備、湖畔周辺等のまちづくりが進む一方、中心市街地の空洞化や国道139号沿道や森林リゾートエリアなどの郊外部におけるスプロール的な市街化の進行、宅地化が進行する河口湖北岸地域、県道富士河口湖芦川線・若彦トンネル開通に伴う大石地区等の集落環境への都市化の影響の懸念、中山間地域の過疎化の進行など、地域特性に応じた適正な土地利用コントロールが求められています。

これらの課題を放置しておく、営農環境と居住環境が悪化するなどの土地利用の混乱とともに、富士山と湖水を象徴とした郷土の風景や美しい里山・農村景観の喪失など、後世に大きな禍根を残すことが懸念されます。そのため、農地の保全をはじめ、秩序ある土地利用をどのように計画的に誘導していくかが、本町の都市計画上の大きな課題となっています。

本町では、都市計画法に基づく都市計画区域と、船津・小立地区の市街地周辺に用途地域が指定されており、用途地域については建築物の用途の制限など土地利用に関する一定のルールが定められています。しかし、その他の地域（白地地域といいます）については、土地利用に関して特に定めがないため、土地利用をコントロールする手だてがないのが実情です。

本計画で掲げた土地利用方針「本町の大きな財産である富士北麓の自然環境と美しい景観を損なうことのないよう、これらと共生・調和した地域特性に応じた計画的な土地利用の推進」の実現を図るため、特に、今後土地利用の変化が懸念される市街地周辺の農業集落地域や宅地化の進行する河口湖北岸地域、別荘地等の開発が進む森林地域については、次のような都市と郊外の農林地、良好な環境が共生する新しい土地利用の仕組みづくりを目指します。

■本町が目指す新たな土地利用の仕組みづくり（案）



①用途地域の見直し・拡大の検討

市街化のポテンシャルの高い国道139号沿道（小立地区周辺）については、実態に即した用途地域の見直しを検討し、適切な土地利用の誘導を図ります。現行用途地域周辺の勝山・大嵐地区、国道139号周辺の南台地区については、生活基盤施設が不十分な状況で宅地化が進行しており、市街化の進行状況等（宅地化、建物の立地等）を勘案し、用途地域の編入などを検討し、適正な土地利用の誘導を図ります。また、施設の集積が進む河口湖IC周辺についても、富士吉田市との協議を図り用途地域の編入や必要に応じて特別用途地区の導入などを検討します。

また、富士ヶ嶺地区については、長期的な視点から、必要に応じて、都市計画制度の活用を視野に入れた土地利用の適正な誘導を検討します。

② 特定用途制限地域の活用

特定用途制限地域は、都市計画法第9条第14項に基づき、都市計画区域内の用途地域が定められていない区域（白地地域）内において、良好な環境の形成または保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物等の用途の制限を定める制度で、本町のような非線引き都市では、全国的に導入している事例が増えています。

特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、都市計画に即して町の条例で定められることになっており（建築基準法第49条の2）、本町においては前述した用途地域の編入が困難な場合、勝山・大嵐地区、国道139号周辺の南台地区、河口湖IC周辺等の白地地域*について、新たに建設される風俗営業等の一定の制限をかけるなど制度の活用が考えられます。

③ 土地利用ガイドラインの作成 — 地域区分に応じた計画的な土地利用の誘導 —

用途地域を除くいわゆる白地地域については、分野別の土地利用方針に基づき、例えば右に例示するような土地利用ガイドラインを作成し、計画的な土地利用の誘導を図って行きます。

また、土地利用ガイドラインに実効性をもたせるため、次に示す土地利用に関する条例や要綱等の制定に向けた検討を図ります。

■ 土地利用ガイドラインの例

1. ガイドラインの対象地域
（用途地域を除く全域）
2. 土地利用の区域区分
 - 農住共生区域（市街地周辺の宅地化が進み、農地と住宅が混在している区域）
 - 農業集落区域（既存集落地）
 - 林間住宅区域（森林地域の別荘地）
 - 沿道サービス区域（幹線道路沿道）
 - 農業保全区域（農振農用地）
 - 自然環境保全区域（森林ゾーン）
3. 土地利用区域のガイドライン
 - 対象区域
 - 土地利用の方針
 - 制限に関する事項
 - 特定用途制限地域（都市計画区域のみ）
 - 開発行為・建築行為の制限に関する事項等
4. その他

【農住共生ゾーンの土地利用について】

既存市街地周辺の宅地化が進み、農地や林地と住宅が混在している「農住共生ゾーン」では、本町の土地利用上の問題が顕著に表れているため、この区域においては、例えば次の2つのゾーンに区分し、農業振興地域整備計画や下水道整備計画との整合、農政や林政サイドとの協議・調整、住民・地権者等の合意形成を図りながら、計画的な土地利用の誘導・整序を進めます。

■ 「農住共生ゾーン」の土地利用区分例

ゾーン区分	土地利用誘導の方向性
宅地利用ゾーン	用途地域周辺の既存住宅地や集落地、下水道計画区域などを中心に、今後、住宅地など都市的利用を図るべきゾーンで、土地利用ガイドラインに基づき、住宅地等の宅地利用を促進します。
農林地保全ゾーン	一団のまとまった農用地区域（優良農地）や林地を対象に、原則として農地・林地を保全し、農地転用・林地開発、建築を規制します。

注）* 特定用途制限地域の導入は用途地域編入の代替案です。そのため、その検討エリアについては、50ページの「土地利用方針図」に示す用途地域の編入検討エリアと同様です。

④土地利用に関する条例・要綱等の検討

「土地利用ガイドライン」による計画的な土地利用の誘導を効果的に推進するため、次のような土地利用に関する条例や開発指導要綱の検討を図ります。

(イ)「土地利用条例」の検討

本町のような非線引き都市においては、近年、いくつかの自治体で農業集落地域の問題解決と計画的な土地利用の推進を図るため、自治体独自の「土地利用条例」等^{*}を制定している事例が増えています。

本町においても、農住共生ゾーンをはじめ白地区域における計画的な土地利用の誘導を図るため、土地利用に関する条例の検討を図ります。

(ロ) 新たな開発行為等に関する要綱の検討

本町では、一定規模以上の宅地開発等の開発行為に際しては、「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」や、「富士河口湖町土地開発行為等の適正化に関する条例」（平成15年11月）などの他、合併以前の町村の開発指導要綱等に準拠して指導を行っていますが、市街地周辺の農業集落地域や別荘地開発が進行する森林地域では農地転用やスプロール化が進行し、早急な対応が必要となっています。そのため、土地利用ガイドラインの制定や土地利用条例の検討と併せて、宅地開発に関する新たな指導要綱等の検討を図ります。

また、特定用途制限地域の導入に際しては、建築条例の制定も併せて検討します。

⑤ルールに基づくまちづくりの推進 —地区計画等の活用—

計画的な土地利用や環境と共生する良好なまちなみの誘導を図るためには、条例や要綱などの制度に加えて、そこに暮らす人々自らがまちを大切に、建物の建て方、ゴミの出し方、ペットの飼い方、緑の育成など、一緒に生活するための共通のルールをつくり、育てていくことが望めます。

まちなみづくりのルールとしては、法律に基づく「地区計画」、「建築協定」、「緑地協定」や、住民が定める任意の「まちづくり協定」などがあります。

本町では、地域のこうした自発的なルールづくりがまちづくりの重要なきっかけになるものと考え、制度の活用と住民の自主的なルールづくりを積極的に支援していきます。



・船津地区での住民によるまちづくり検討会



・河口地区でのまちづくりワークショップ

注) ^{*}本町のような非線引き都市（区域区分制度を導入していない都市）の「土地利用条例」等の事例としては、長野県安曇野市穂高地区（旧穂高町）、静岡県掛川市、香川県などがあります。

重点施策－5

中心市街地のまちづくりの推進

－本町の顔・観光の中心となる中心市街地の再生と活性化を推進します－

本町の中心市街地を形成する船津地区市街地周辺は、河口湖駅から河口湖畔に至る観光・商業の中心地として古くから栄えてきましたが、近年、厳しい経済状況により観光業の伸び悩みや郊外への人口移動、幹線道路沿道への大規模商業施設等の立地による商業の停滞や商店街の空洞化が顕在化しており、元来町の中心街である船津地区の商店街は、テーマ性をもった求心力のある商店街づくりが課題となっています。また、合併を経て新庁舎が郊外へ移転し、観光拠点や公共施設の分散化が進んだことに加えて、河口湖大橋の無料化や（仮称）新倉トンネルの整備など交通流の変化により、更に中心市街地の活力の停滞が懸念されています。

当地域においては、平成17年度より、中心市街地の活性化および地域の歴史・文化・自然環境等を活用した人口定着や観光交流等を図るため、まちづくり交付金を活用した各種プロジェクトが進められ、駅前広場をはじめ総合的な交通環境の整備、公園・ポケットパーク整備、サインや景観整備等が進められてきました。また、河口湖通り商店街や本町通り商店街等の商店会をはじめ、地域住民によるまちづくり検討会での検討など、住民が中心となった協働のまちづくりの機運が高まりつつあります。

中心市街地の再生・活性化は、本町の都市政策上の重要な課題であり、国際観光地にふさわしい賑わいと魅力ある中心市街地を再生するため、これまでの取り組みを継続するとともに、次のような活性化に関する取り組みを推進していきます。

①「富士河口湖町中心市街地活性化基本計画」策定の検討

中心市街地の整備・活性化の取り組みを推進するため、地元商店会、観光組合・旅館組合、事業者、住民、行政など、多様な主体の共通の指針となる「富士河口湖町中心市街地活性化基本計画」の策定に向けた検討を推進します。

■中心市街地活性化基本計画策定に向けた取り組み（案）

- 「中心市街地活性化基本構想」の検討（町民・事業者・行政の共通の指針となる活性化に向けた将来ビジョンの検討）
- 商店街、観光振興団体等のコンセンサス形成
- 中心市街地活性化に向けた推進組織の確立（町民・事業者・行政等の協働の推進組織）
- 「富士河口湖町中心市街地活性化基本計画」策定に向けた検討（中心市街地の位置および区域、中心市街地活性化に向けた基本方針、具体的な取り組み施策・事業、活性化推進協議会の設置等）

②中心市街地活性化に向けた先導的な取り組みの推進

中心市街地については、まちの顔、国際的な観光リゾート地の玄関口として、これまで整備が進められてきた都市再生事業の継続と有効活用、中心市街地まちなみ環境整備事業等を推進するとともに、次のような活性化に向けた先導的な取り組みを推進します。

■中心市街地活性化に向けた先導的な取り組みの推進

- ONPOや住民活動組織と連携したタウンマネージメント機関の育成（住民活動の拠点づくり等）
- まちなか居住の促進（建替え・共同化、低未利用地の有効活用、情報提供・定住促進への支援充実等）
- 交通基盤整備の推進・利便性の向上（町道河口湖駅前通り線等のアクセス道路整備などの河口湖駅交通拠点機能の強化、観光市街地の駐車場整備、交通安全対策の強化、街路樹等の道路緑化促進等）
- 回遊性のある歩行者空間の整備（歩道整備、旧鎌倉街道石畳整備、サイン・ポケットパーク整備等）
- 魅力ある観光商店街の形成（商店街の景観形成、空き店舗・低未利用地の有効活用、店舗立地促進、エコ・地産地消等のテーマ性ある商店街づくり、商店街一店逸品創出支援事業の活用、交流促進企画等）
- 観光事業との連携（湖畔周辺と一体となったまちなみ景観誘導、足湯広場整備、朝市の活用等）
- 活性化に向けたソフトな取り組み、啓発活動の促進（イベントの企画・実施、商店街PRの充実等）

2) まちづくりを先導するリーディング施策の推進

分野別まちづくりの方針で掲げた施策の中から、既に実施中あるいは計画・構想が進められている施策をはじめ、町民の要望や今後のまちづくりへの波及効果、実現性等の高い施策を「まちづくりを先導するリーディング施策」として位置づけ、概ね5年以内の着手を目標に、積極的な取り組みを進めます。

■まちづくりを先導するリーディング施策

分 野	区 分	先導的なまちづくり施策
1.富士北麓の自然と景観を守るための土地利用方針 【土地利用】	①本町独自のルールに基づく計画的な土地利用の推進	○現行用途地域の見直し・拡大の検討 ○土地利用ガイドラインの検討 ○土地利用に関する条例・要綱等の検討
	②中心市街地のまちづくりの推進	○船津周辺の既存商店街の活性化促進、まちなみ景観誘導 ○河口湖駅交通拠点機能の強化など交通基盤整備の推進 ○「富士河口湖町中心市街地活性化基本計画」の策定の検討
	③計画的な市街地整備の推進	○小立土地区画整理事業の促進 ○基盤整備の推進と適正な土地利用の誘導（勝山・大嵐地区、国道139号沿道南台地区など） ○地域特性に応じた計画的な土地利用誘導（観光レクリエーションゾーン、林間住宅地誘導ゾーンなど） ○地区計画等を活用した誘導型まちづくりの推進*（小立土地区画整理事業地区・勝山地区など）
2.地域・人を結ぶ道路・交通まちづくり方針 【道路・交通】	①本町の骨格となる広域幹線道路の整備促進と機能強化	○（仮称）新倉トンネルの整備促進 ○町道移管に伴う国道137号の生活道路化の推進 ○国道139号の改良促進（渋滞解消、維持管理の促進など）
	②主要な幹線道路の整備促進	○河口湖駅周辺の主要な幹線道路網の整備と機能強化の推進（河口湖駅周辺の交通整序、（都）河口湖駅前線、町道河口湖駅前通り線と一体となった整備推進など） ○都市計画道路船津小海線の整備促進 ○既定計画見直しを含めた都市計画道路網の再編、整備推進 ○「富士河口湖町長期道路整備計画」の策定の検討
	③公共交通の利便性の向上	○パークアンドライド、デマンドバスシステムの検討 ○レトロバス、巡回シャトルバスなどバス路線網の充実
	④安心・快適な交通環境の形成	○主要な生活道路の改善と効率的な整備の推進 ○安全・快適な歩行者・自転車ルートの確保（歩道整備、通学ルート等の歩行者優先道路整備、路側帯の確保など） ○シニクトレイル・並木道の整備 ○交通安全対策の充実（危険性の高い交差点の改善、通学路の交通安全対策充実、街路灯・防犯灯の整備など）
3.富士の恵み・美しい自然と景観を誇るまちづくり方針 【自然、景観】	①富士の恵みの自然環境の保全と継承	○「富士河口湖町自然環境を守り育む条例」に基づく活動推進 ○貴重な森林資源や湖・河川等の水辺環境の維持・保全
	②景観まちづくりの推進	○関係機関と連携した「富士山世界文化遺産登録」の推進 ○フィールドミュージアム構想に基づくビューポイント指定、湖畔周遊散策路整備などの景観形成の促進 ○富士河口湖町景観計画および景観条例に基づく景観まちづくりの先導的な取り組みの推進（景観形成推進ゾーンの景観形成、景観審議会の設置など） ○屋外広告物整理統合事業、サイン計画の推進 ○景観づくり啓発活動の推進（広報、PRの充実、景観百選、風景再発見ツアー開催、風景マップづくりの実施など）

注）*詳細は、本計画書44ページ、125ページを参照下さい。

■まちづくりを先導するリーディング施策

分野	区分	先導的なまちづくり施策
4.交流と活力を創造するまちづくり方針 【観光、産業、定住促進】	①観光まちづくりの推進	○フィールドミュージアム・五感文化構想の促進 ○「富士河口湖町観光立町推進条例」と「観光立町推進基本計画」に基づく各種観光施策の実施（観光振興支援室の充実） ○「富士河口湖町観光振興計画」に基づく国際観光振興事業の推進（国際コンベンション機能の充実など） ○観光基盤整備（観光ルートの設定、観光バス路線の充実など） ○エコツーリズムの推進（エコツーリズム振興調査の実施、モデル事業の推進、ガイド育成とツアー拡充など） ○河口湖畔観光市街地の環境整備と魅力づくり（まちなみ景観の向上、回遊性の高い歩行者空間整備など） ○協働体制による観光まちづくり、イベント・PRの充実
	②中心商店街の再生と活性化の推進	○商店街活性化再生支援事業の検討 ○空き店舗、低未利用地の有効活用、観光商店街の創出など
	③地域産業の育成と活性化の推進	○農業の振興・活性化の推進（耕作放棄地の有効活用、グリーンツーリズムの推進、富士河口湖ブランドの育成、地産地消の推進、観光と農業の連携、鳥獣害対策の推進など） ○富士ヶ嶺地区の畜産業の振興（地域ブランドの確立など） ○林業振興、伝統産業の振興（大石紬、勝山すず竹細工など） ○産業基盤整備と地域特性に沿った企業誘致の促進
	④定住促進策の推進	○まちなか居住の促進、中山間地域の過疎対策の促進 ○「富士河口湖町に住もうー移住計画(IJUー)」の充実 ○移住、田舎暮らし、二地域居住促進事業の推進など
5.富士河口湖らしい文化と環境を継承し育むまちづくり方針 【歴史文化、身近な緑、環境】	①歴史文化を守り継承するまちづくりの推進	○「富士山世界文化遺産登録」に向けた歴史文化資産の保全と調査の推進、富士山の文化的価値の啓発促進 ○歴史あるまちなみづくりの推進 ○文化的景観資源の顕在化と再発見プロジェクトの推進 ○観光市街地の歴史の小径・ルートづくり（古道の石畳ルート等）、歴史の道ウォーキングトレイル整備
	②水と花と緑のまちづくりの推進	○新たな緑の拠点づくり（梨川もみじ公園、奥河口湖さくらの里公園整備の推進、親水公園、新しい森づくりの推進など） ○水と緑のネットワークづくり（湖畔周遊道路、ウォーキングトレイル、東海自然歩道、ふるさと散歩道、サイクリングロード、登山道・ハイキングルート等の充実） ○「富士河口湖町緑の基本計画」の策定 ○協働による先導的な取り組みの推進（花トピア推進事業の推進、「花の種銀行」と「花の日」の普及充実など）
	③環境に配慮したまちづくりの推進	○「富士河口湖町環境方針」に基づく環境保全と循環型社会の取り組みの推進 ○ごみの減量化とリサイクルの推進 ○新エネルギー・クリーンエネルギーの活用促進（太陽光発電の普及促進、BDF事業の推進など） ○「富士河口湖町環境基本計画」の策定 ○協働による先導的な取り組みの推進（住民・事業者・行政連携による富士山麓の環境保全活動の促進、環境美化活動の促進、環境教育など意識啓発活動の推進など）

■まちづくりを先導するリーディング施策

分野	区分	先導的なまちづくり施策
6.誰もが心豊かに 住み続けられる 暮らしの環境づ くり方針 【住環境、防災、 福祉】	①身近な生活環境と 住まいづくりの推進	○身近な住環境の改善整備・充実 ・生活道路の改善整備（歩道整備、交通安全対策の充実など） ・公共下水道の整備推進、合併処理浄化槽の普及促進 ・船津南台地区污水处理施設整備事業の推進 ・スポーツ施設の整備推進 ・街灯・防犯灯の設置促進、地域ぐるみの防犯対策の促進 ○良質な住まいづくりの推進 ・「富士河口湖町住生活基本計画」、「富士河口湖町町営住宅 長寿命化計画」の策定 ・「地域住宅計画」に基づく公営住宅の整備推進
	②災害に強い安全・安 心なまちづくりの推 進	○自然災害未然防止のための治山対策の促進 ○水害や崖崩れなどに対する安全対策の強化 ○防災まちづくりの先導的な取り組みの推進 ・地域防災計画の確立と災害時行動マニュアルの作成 ・指定避難所の機能強化、耐震など学校施設整備事業の推進 ・防火水槽・消火栓など消防水利の計画的な整備推進 ・防災行政無線による情報連絡体制の強化・充実 ・防災ヘリとの連携など消防体制、救急医療体制の充実 ・近隣市町村や富士五湖消防本部、富士山火山防災協議会な ど関係機関との連携強化と防災協定の締結推進 ・地域住民の防災意識の向上と自主防災組織の育成強化
	③人にやさしい福祉 のまちづくりの推進	○主要公共施設のバリアフリー整備、ユニバーサルデザイン の取り組みの推進（重点的なバリアフリー整備の推進） ○「富士河口湖町地域福祉計画」の策定 ○「富士河口湖町高齢者保健福祉計画」、「富士河口湖町障害 者基本計画・障害福祉計画」に基づく高齢者・障害者に配 慮したまちづくりの推進 ○「富士河口湖町次世代育成支援行動計画」に基づく子育て 支援の充実（子育て支援センター、子育て環境の充実等） ○福祉のまちづくりの取り組み・推進体制の強化 ・「富士河口湖町健康のまちづくり計画」に基づく健康まち づくり条例の充実、実施計画の推進（保健センター整備等） ・「ふじサンサンプラン」の推進と条例制定に向けた調査・ 研究の推進 ・人にやさしいまちづくり事業制度の活用 ・広域医療体制の強化、救急医療体制の充実 ○協働による福祉のまちづくりの推進（地域ぐるみの福祉ネ ットワークづくり、福祉マップ作成等の意識啓発・向上）



• 牧草地と富士山